

仕様書番号

EYAB-A000076D

吉井構内道路舗装補修工事

件名	吉井構内道路舗装補修工事					
種別	表紙			図面番号	1 / 6	
支処長	総務科長	管理班長	営繕班長	企画主任	管財係	作成者
吉井分屯地総務科				作成年月日	H24. 1. 16	
				変更年月日	H29. 11. 2	

仕 様 書

- 1 件 名：吉井構内道路舗装補修工事
- 2 場 所：群馬県高崎市吉井町馬庭2529番地 陸上自衛隊吉井分屯地
- 3 適用範囲：本仕様書は、吉井構内道路舗装補修工事について必要な事項を定める。
- 4 概 要：構内道路既設アスファルト舗装を撤去し、路盤不陸修正後アスファルト舗装を新たに舗設する。
- 5 一般事項：
 - (1) 本工事は、仕様書・図面によるほか防衛省装備施設本部制定「土木工事共通仕様書」（現行版）及び各地方条例等関係諸規定に基づき実施すること。
 - (2) 本仕様書・設計図書に明記されていない事項といえども、技術上当然必要とする事項については契約業者の責任において実施すること。
 - (3) 分屯地内における行動は、官側の指示による。
 - (4) 工事期間中は、危険防止・安全管理に留意すること。
 - (5) 検査合格後、施工上の欠陥によるものと思われる不具合の発生については、契約業者は一年間その責を負うものとする。
 - (6) 本工事によって生じた破損・汚染箇所は完全に修復すること。
 - (7) 写真は、着工前・作業中・完了後及び必要箇所等を撮影し監督官に提出すること。
 - (8) 本工事を実施するにあたり疑義が生じた場合は、その都度契約担当官や監督官と協議し、疑義の解決を得た後、その指示に従うものとする。
 - (9) 本工事により発生した産業廃棄物は、「建設工事に係わる資源の再資源化等に関する法律施行規則」及び同施行令に基づき、再生業者への運搬、処分を実施し、その証明書を監督官へ提出すること。また、再利用することが妥当でないと判断された場合には、場外搬出最終処分を実施し、マニフェスト（E票の写し）を監督官に提出すること。
- 6 特記事項
 - (1) 舗装版破碎工
舗装版とりこわしに先立ち、図示により所定の位置をカッター切断する。実際の位置については、監督官の立ち会いのもと決定し、実施するものとする。切断後、既設アスファルト舗装を撤去する。舗装版破碎工については機械施工を原則とする。
 - (2) 不陸修正
舗装版破碎後、路盤の不陸修正を実施する。なお不陸修正については仕上がり－5cmを標準として実施する。

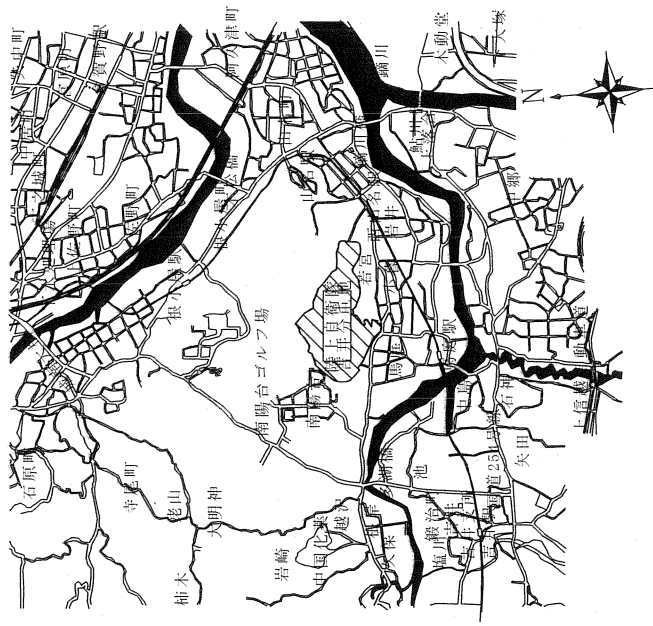
件 名	吉井構内道路舗装補修工事		
種 別	仕様書（1）	図面番号	2 / 6

(3) アスファルト舗装工

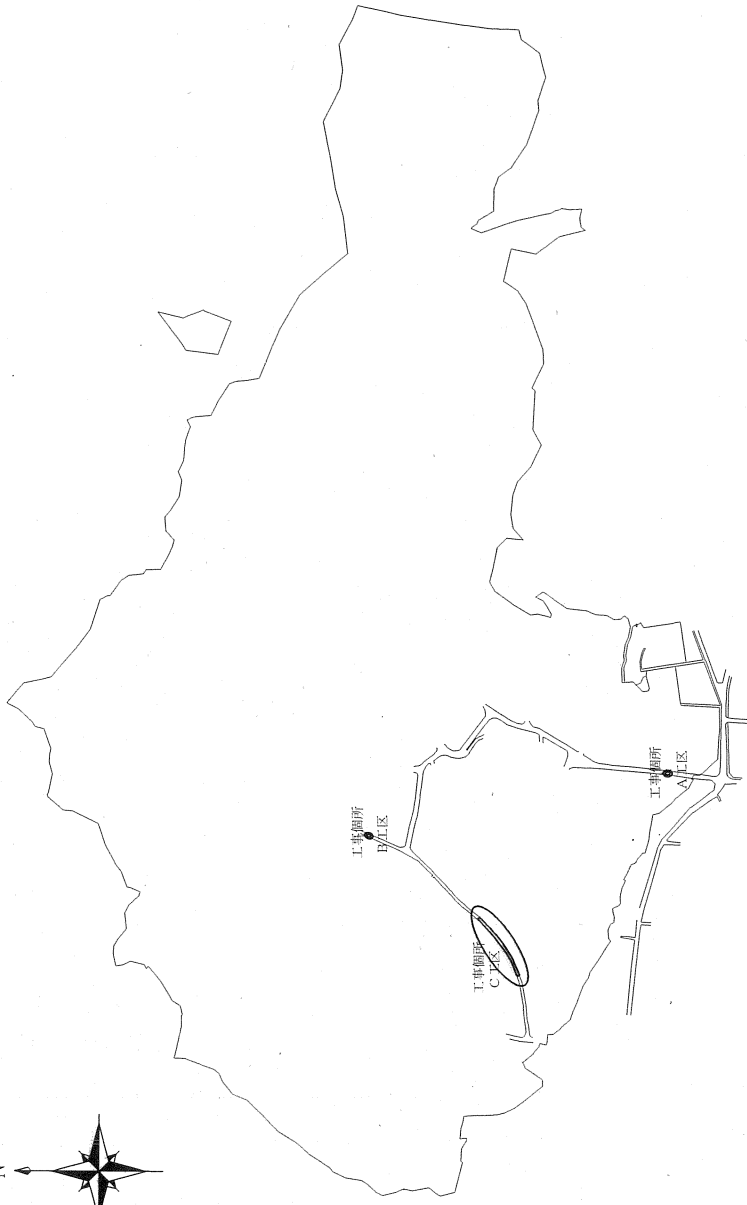
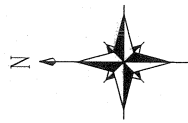
舗設に先立ち、舗装面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他有害物を除去した後にプライムコート及び砂散布の後、アスファルト舗装を実施する。混合物の締め固めについてはローラ等を用いて実施する。なお、アスファルト混合物については再生加熱アスファルト混合物（密粒度13）とし、舗装の仕上厚は5cmとする。また、施工範囲は図示を標準とするも細部については現場合わせとする。

7 検査事項：仕様書に基づき検査をおこなう。

件名	吉井構内道路舗装補修工事		
種別	仕様書(2)	図面番号	3/6

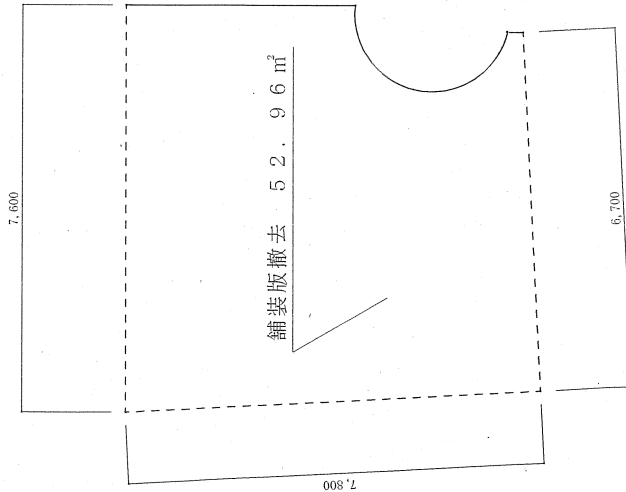


案内図 non scale

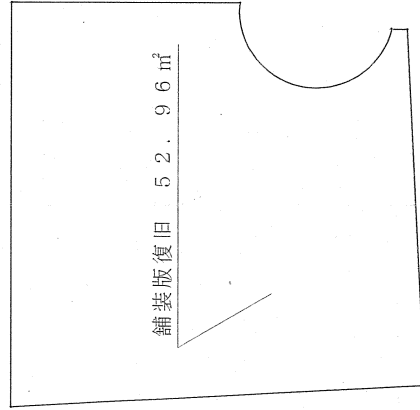


配置図 S=1:8000

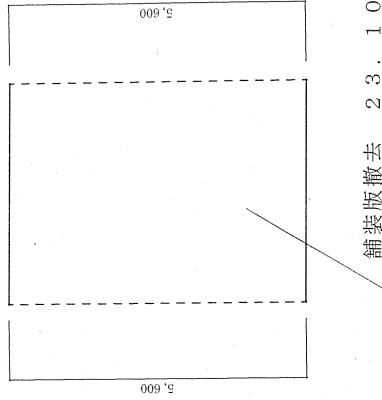
既設アスファルト舗装カッター切筋



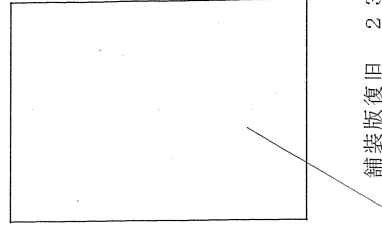
A工区既設舗装版撤去平面図 S=1:100



A工区舗装版復旧平面図 S=1:100

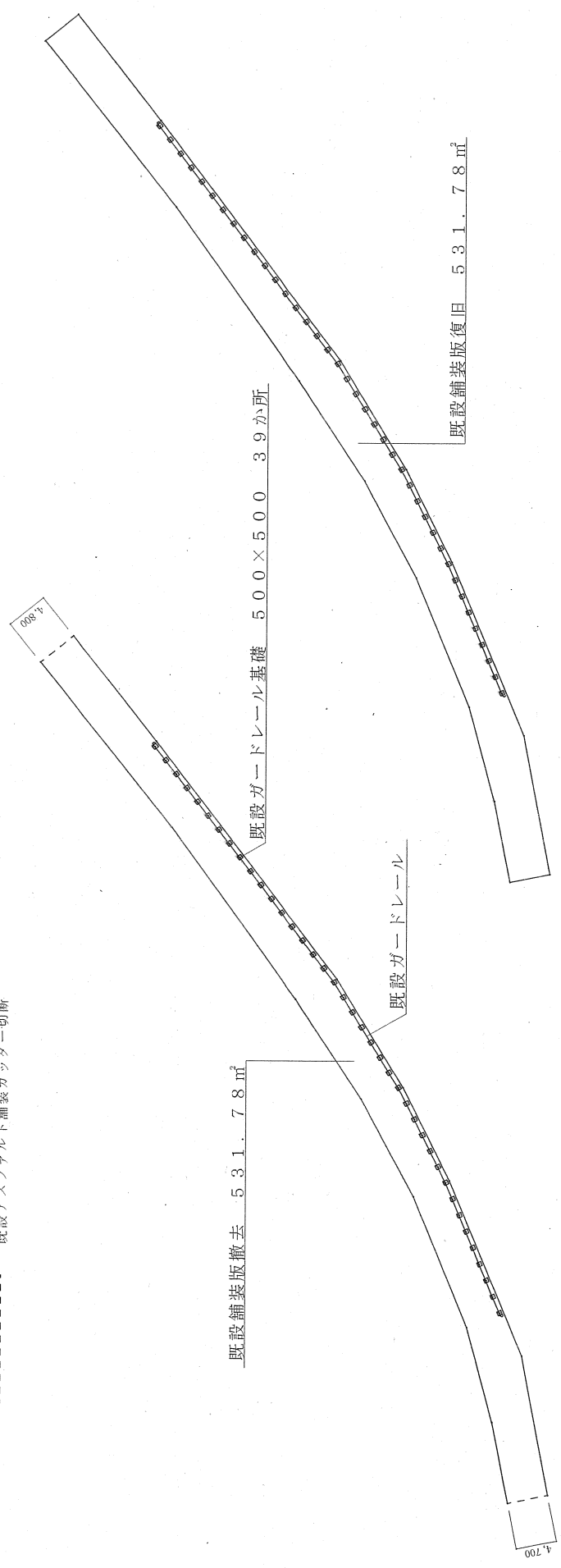
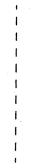


B工区既設舗装版撤去平面図 S=1:100



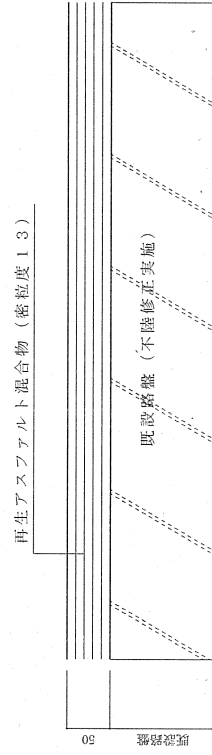
B工区舗装版復旧平面図 S=1:100

既設アスファルト舗装カッター切筋



C工区既設舗装版撤去平面図 S=1:500

C工区既設舗装版撤去平面図 S=1:500



断面図 non scale

件名	吉井構内道路舗装補修工事		
種別	C工区舗装版撤去・復旧平面図	断面図	図面番号
			6/6